

東電事件 再審開始



発行所
山形新聞社

山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271

Copyright (c) 2012
Yamagata Shimbun

2012年
6月7日
〈木曜日〉

電
速
報
版

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン
yamagata-np.jp

携帯・スマホ
yamagata-np.jp
/mobile/



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

東京高裁定 ネパール人元被告が請求 無期懲役、執行停止

東京都渋谷区で1997年に起きた東京電力女性社員殺害事件で、東京高裁（小川正持裁判長）は7日、強盗殺人罪で無期懲役の二審判決が確定した元飲食店従業員のネパール人ゴビンダ・プラサド・マイナリ受刑者（45）の再審開始を認める決定をした。刑の執行停止も認めた。



ゴビンダ・プラサド・マイナリ元被告

戦後に発生し、死刑か無期懲役が確定した事件で、最高裁が把握する76年以降の再審開始決定は9例目（後に取り消された事件を除く）。東京高検は同高裁に異議申し立てをす

る方針。最大の焦点は、女性の遺体内にあった精液から「第三者」のDNA型が検出され、殺害現場のアパート室内に落ちていた体毛とも一致した鑑定結果に対する評価だった。

弁護団は「女性と最後に接触したのは元被告ではなく第三者だ」と主張。「元被告以外が女性を部屋に連れ込むことは考え難い」とした判決の認定は崩れたとしていた。

高検は、女性がアパート室外で第三者と性交し、付着した体毛が室内に持ち込まれた可能性があると指摘。元被告が部屋の鍵を所持

東電女性社員殺害事件 東京都渋谷区のアパート空き部屋で1997年3月19日、東京電力の女性社員（当時39）の遺体が見つかった。顔見知りで、近くに住んでいたマイ

していた点などを総合的に考慮して有罪を導いた判決は揺るがないと反論していた。

97年3月、アパートの空き部屋で女性の遺体が見つかり、元被告が5月に逮捕された。自白など元被告と犯行を直接結び付ける証拠はなく、複数の状況証拠の解釈が争点となり元被告が強盗殺人罪に問われた。東京地裁判決は無罪とし、入国管理局が不法残留による強制退去手続きのため施設に収容。しかし一審の記録送付を受けた東京高裁が、職権

で再勾留を決定した。高裁判決は、97年3月9日午前0時ごろ、空き部屋で女性の首を絞めて窒息死させ、約4万円を奪ったと認定。無期懲役の逆転有罪とし、最高裁で確定した。

り、元被告は一貫して無実を訴えた。

一番東京地裁は無罪としたが、二審東京高裁が逆転有罪を言い渡した。2003年に最高裁が上告を棄却し、二審判決が確定。元被告は05年3月に再審請求をしていた。刑の執行停止が最終的に確定すれば元被告は釈放されるが、入管難民法違反（不法残留）罪での有罪が確定しているため、入国管理局の施設に収容され、強制退去の手續きが進められることになる。